



禅房十事 扱子



志 隆 館

今回は「禅房十事」の中から、四番目に取り上げられている「扱子」を紹介します。「ほっす」と読んでいます。

ご存じの通り、仏教には戒律というものがあります。「戒」は自発的に守る生活規範で、「律」は教団の秩序を守るための規則、合わせて戒律と呼んでいます。その「戒」を授かることを「授戒」(じゅかい)と言つて、戒を授かつた名前だから「戒名」(かいみょう)と言うのです。

このうち、「戒」には「不殺生戒」(ふせつじょうかい)といいう戒があり、お釈迦さまの教えを守る人は、生き物を殺さないと自発的に誓うのです。

しかし、生活していれば、蚊などの昆虫を避けることはできませんし、蚊に血を吸われれば、それこそ反射的に手を出して殺してしまうこともあるでしょう。きちんとした建造物の中で生活している我々でさえ蚊に悩まされるのですから、古代インドではそれこそ本当に大変だったと思います。

できることならば、和尚さんは虫を殺した

くありません。そこで、お釈迦さまは虫を払う道具である「払子」を使用することを許されました。

インドでの仏教は十三世紀初頭に滅びてしましましたが、お釈迦さまと同時代から存続しているジャイナ教では、仏教の「不殺生戒」に相当する「アヒンサー（生きものを傷つけないこと）」という決まりを守るために、現在でも払子を使用しています。

この払子は、中国の禅宗では本来の用途を離れて住持（住職）の説法の道具となつたようで、その後も用いられ続けます。第四回目の「拄杖」と同じように、住持は払子を持つて、自在に振りながら説法するのです。そして払子は、鎌倉時代に日本に伝来することになりました。

日本の禅宗における払子の使用方法については、現在の臨済宗と曹洞宗とに違いは無いようです。大体同じように使われているということです。禅宗のお葬式に参列したこと

がある人なら、住持が払子を手に持ち、引導法語を述べている場面を見たことがあるのではないかでしょうか。お寺の外でも用いられるようになったのは、大きさなど、手軽さも関係しているかもしれません。

ところで、なぜ払子が住持の説法の道具として用いられるようになつたのかについてよく解りません。しかし、払子が「不殺生戒」を象徴する道具であったことと無関係ではないと思います。

現在の日本では、浄土真宗（真宗各派）を除く各宗派で払子を儀式の道具や装飾の道具として用いています。では浄土真宗ではなぜ用いないのかと言えば、浄土真宗では授かる「授戒」の儀式がありませんから、「不殺生戒」の象徴である払子は使われなかつたのではないかと考えられます。

【碧巖録】という公案集の第六十八則「仰山問三聖」には、百丈懷海禪師が印可の証として黄檗希運禪師に禅板・蒲団を受け、鴻山靈



祐禪師に払子・拄杖を受け、鴻山禪師は仰山慧寂禪師にそれらを授けたと記されています。黄檗禪師は臨濟宗祖の臨濟義玄禪師の師であり、鴻山禪師と仰山禪師は鴻仰宗とう、かつての中国に存在した禪宗の一派の祖として知られています。

ここで、禪板だけ説明を補足いたします。禪板は坐禪の時に身をより掛けるための板、坐禪用の椅子で坐禪をする時に用いるものとされています。円覺寺開山の無学祖元禪師と共に来日した鏡堂覚円禪師は、同じ題名の「禪房十事」という文章の中で、第一として「禪板」を挙げています。禪板も禪房十事の一つと理解して問題ないかと思います。

臨済宗でも曹洞宗でも現在は禪板を用いません。しかし、茶道の際に飾りとして用いることがありますので、禪を通じて茶の世界で残った道具と言えましょう。

百丈禪師が授けたとされる禪板・蒲団・払子・拄杖は、鏡堂禪師が示した「禪房十事」

の冒頭の四つになります。払子・拄杖など住持の説法に必要な道具は、師匠から弟子に受け嗣がるものであり、かつ禪寺において重要な道具として扱われてきたのです。あるいは、百丈禪師が授けた道具だからこそなのかかもしれませんね。

江戸時代の白隱禪師は、印可の証として授けた書軸に「拄杖」と「払子」を描いていました。それは、このような伝統を受け継いでいたからなのでしょう。

「禪房十事」の四つ目に登場したこの払子は、「不殺生戒」を示す道具であると同時に、住持の説法を象徴する道具として伝えられてきたのです。

（舘 隆志（たち りゅうし）

一九七六年静岡県沼津市生まれ。一〇〇九年駒澤大学大学院博士課程修了、博士（仏教学）。現在花園大学国際禪学研究所研究員。著書に『圓城寺公胤の研究』（春秋社）、『蘭溪道隆禪師全集』第一巻（共編、思文閣出版）。